

川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理予定者の選定結果について

1 概要

(1) 施設概要

名 称：川崎市地方卸売市場南部市場

所 在 地：川崎市幸区南幸町3丁目126番地1

施設内容：

- ア 施設に関する業務（施設の利用、施設の維持管理、修繕、事故及び緊急事態への対応など）
- イ 料金の収受に関する業務（利用料金等の収受、減免など）
- ウ 取引に関する業務（せり取引の立会い・確認、卸売予定数量等の公表など）
- エ その他の業務（周辺地域・住民、利用者への対応、市場の秩序の維持、市場のP R策、市場活性化策など）

(2) 指定期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日

(3) 指定管理予定者の概要

名 称：川崎市場管理株式会社

所 在 地：川崎市幸区南幸町3丁目126番地1

主な業務内容：

- ア 卸売市場施設の管理運営
- イ 卸売市場の活性化に関する調査研究及び情報提供
- ウ 広告宣伝事業
- エ 不動産の賃貸、管理、保有、運用及びこれらの仲介業務
- オ 不動産に関するコンサルティング
- カ 飲食店業
- キ 前各号に附帯する一切の事業

※指定管理者の決定は、令和7年第4回市議会定例会（12月議会）における指定議案可決後となります。

2 選定の経緯

令和7年 8月25日 募集開始

令和7年 9月25日 募集締切り

令和7年10月 7日 経済労働局民間活用事業者選定評価委員会

令和7年11月13日 指定管理予定者を決定

3 応募状況

応募団体：1団体（川崎市場管理株式会社）

4 経済労働局民間活用事業者選定評価委員会委員

志村 恵美子（公認会計士）

村上 公哉（芝浦工業大学教授）

朝日 ちさと（東京都立大学教授）

池田 真志（拓殖大学教授）

折笠 俊輔（公益財団法人流通経済研究所 常務理事主席研究員（事業・研究統括））

5 選定理由

令和7年10月7日に開催した経済労働局指定管理者選定評価委員会における審議の結果、川崎市場管理株式会社は、高い評価を受け、「川崎市場管理株式会社が、川崎市地方卸売市場南部市場の指定管理者として適当である」との結論に至ったため。

6 審査結果（※基準点300点）

選定基準	配点	川崎市場管理株式会社
①事業目的の達成とサービス向上への取組	200点	152.0点
②事業経営計画と管理経費縮減等への取組	100点	62.0点
③事業の収益性向上と、施設利用者及び市への還元	75点	51.0点
④事業の安定性・継続性の確保への取組について	25点	17.4点
⑤応募団体自身について	50点	40.0点
⑥応募団体の取組に関する事項	50点	31.6点
実績評価点	—	5.0点
合 計	500点	359.0点

7 指定管理予定者として選定された団体の主な提案内容

項目	提案内容の要旨
①事業目的の達成とサービス向上への取組	<ul style="list-style-type: none">豪雨や台風による漏水への対策として排水設備の改修を進める等により、災害に強い卸売市場づくりを行います。第2期指定期間を経験した社員の大半が継続勤務し、十分な知見を備えた組織を形成します。取引活性化については、量販店向け取引拡大のため、荷捌きスペースの拡張等の環境整備に取組みます。また、小規模な飲食店や小売商をターゲットに、新規の買出入人の獲得に取組みます。ホームページやSNSでの情報発信、市民向けイベント等を隨時開催しながらより市場を身近に感じていただき、市場での買出しにつなげます。
②事業経営計画と管理経費削減等への取組	<ul style="list-style-type: none">収入については市が示した見通しをベースとし、支出についてはこれまでの実績をベースとした収支計画となっています。管理経費の削減に向け、ネットワーク監視カメラやウェブ会議システム等、ICT、IoTの導入、活用を進めていきます。

③事業の収益性向上の取組と、本市及び市場（施設利用者）への還元	<ul style="list-style-type: none"> 修繕工事の内製化や勤務シフトの最適化等により管理経費削減の取組を行います。 「収益は市場に還元する」ことを理念としており、より多くの金額を市場に還元するため、収益性改善を積み重ねます。 利益還元事業として、市民に親しみを持ってもらうためのイベントや、食を中心とした情報発信を実施することを計画しています。 「施設利用者への還元」にあたり、適切な管理運営に必要な委託費、工事費等の財源を圧迫するような運営は考えておりません。 想定以上の収支差が出た場合は、指定管理者の利益（100万円）の確保、イベント開催、緊急性の高い工事を行い、なお余剰がある場合は市の市場会計予算へ追加還元を行うことについて、開設者と協議して決定します。
④事業の安定性・継続性の確保への取組について	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理業務に関するあらゆる情報を数値化し、報告や分析に活用したセルフモニタリングを行います。 バックアップについては、他の職員が代行できるための作業マニュアルの作成、一部の特殊業務を除き、委託については代替業者を確保するなどの体制を整えています。
⑤応募団体自身について	<ul style="list-style-type: none"> 市場内の事業者の出資により設立された法人であり、利害の調整や意思決定を進めるのに最適な団体です。 有する専門性は、業務仕様の詳細に留まらず、各事業者の営業状況や得意とする取引先等の情報にも及びます。また、トラブルの発生頻度等、施設に関する固有の知識等も有しております、南部市場に関する知識は多岐に渡ります。
⑥応募団体の取組に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> 近年の取扱量増加や食品の温度管理需要の高まりに伴い、南部市場のエネルギー使用量は増加傾向にあるものと思われ、その低減は重要な課題となっており、各種設備の点検の徹底、機器の高効率化や、第一・二冷蔵庫の運転設定の最適化等に取組みます。 「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」の趣旨に従い、中小企業への優先発注に努めます。現状、川崎市の実績を下回る「工事費」については、市と同等水準まで比率を高めることを目指します（31.8%→70.1%）。

(川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場管理課庶務係 TEL044-975-2211)